



浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 6 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 93 号

浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程の一部を改正する告示

浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程（平成24年告示第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 市内に設置されている施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を含む。ただし、企業主導型保育事業実施施設を除く。）

第2条第2号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「児童福祉法」に改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（居宅訪問型保育事業者に対する適用）

第20条 居宅訪問型保育事業者に対するこの告示の適用については、第3条中「認可外保育施設に入所する児童」とあるものは、「当該居宅訪問型保育事業を利用する児童」と、第4条中「認可外保育施設1か所」とあるものは、「居宅訪問型保育事業者」と、第5条中「認可外保育施設の管理者又は保育従事者」とあるものは、「居宅訪問型保育事業者」と、第9条中「補助金の交付決定を受けた認可外保育施設（以下「交付決定施設」という。）の設置者」とあるものは、「補助金の交付決定を受けた居宅訪問型保育事業者（以下「交付決定施設の設置者」という。）」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和8年8月6日から施行し、改正後の浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程（平成24年告示第107号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程 平成24年10月 2 日 告示第107号 注 平成28年 3 月から改正経過を注記した。 （交付の対象施設） 第 2 条 事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる認可外保育施設は、次に掲げる施設とする。 <u>(1) 市内に設置されている施設（企業主導型保育事業実施施設を除く。）</u> (2) 補助金の交付を申請しようとする年度の 4 月 1 日において、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の 2 第 1 項の規定による届出</u>をしている施設であって、設置後 1 年以上経過し、かつ、引き続き運営している施設 (3) 〔略〕 〔新設〕	浦添市認可外保育施設研修事業補助金交付規程 平成24年10月 2 日 告示第107号 注 平成28年 3 月から改正経過を注記した。 （交付の対象施設） 第 2 条 事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる認可外保育施設は、次に掲げる施設とする。 <u>(1) 市内に設置されている施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を含む。ただし、企業主導型保育事業実施施設を除く。）</u> (2) 補助金の交付を申請しようとする年度の 4 月 1 日において、<u>児童福祉法</u> 第59条の 2 第 1 項の規定による届出をしている施設であって、設置後 1 年以上経過し、かつ、引き続き運営している施設 (3) 〔略〕 <u>（居宅訪問型保育事業者に対する適用）</u> <u>第20条 居宅訪問型保育事業者に対するこの告示の適用については、第 3 条中「認可外保育施設に入所する児童」とあるものは、「当該居宅訪問型保育事業を利用する児童」と、第 4 条中「認可外保育施設 1 か所」とあるものは、「居宅訪問型保育事業者」と、第 5 条中</u>

(雑則)

第20条 〔略〕

「認可外保育施設の管理者又は保育従事者」とあるものは、「居宅訪問型保育事業者」と、第9条中「補助金の交付決定を受けた認可外保育施設（以下「交付決定施設」という。）の設置者」とあるものは、「補助金の交付決定を受けた居宅訪問型保育事業者（以下「交付決定施設の設置者」という。）」と読み替えるものとする。

(雑則)

第21条 〔略〕